

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
週休2日工事要領（営繕工事） 平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正 令和6年2月20日 一部改正 （目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。 （定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 （2） 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 （3） 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。 （4） 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。	週休2日工事要領（営繕工事） 平成30年1月30日 財政局長決裁 平成31年3月8日 一部改正 令和元年5月17日 一部改正 令和2年5月7日 一部改正 令和2年6月25日 一部改正 令和3年1月29日 一部改正 令和3年9月16日 一部改正 令和6年2月20日 一部改正 令和7年2月6日 一部改正 （目的） 第1条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。 また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。 建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。なお、「週休2日」の確保は、受発注者双方が協力し合い取り組むものとする。 （定義） 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 週休2日 ① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 ② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。 （2） 対象期間 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。 （3） 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。 （4） 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。	追加 追加 追加 追加 追加・変更

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
(5) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （対象工事） 第3条 本要領は現場閉所が可能なすべての営繕工事に適用する。ただし、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）は対象外とすることができる。 また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。 土木電気通信編工事、土木機械編工事、プラント工事は本要領を適用することができるものとする。 主たる工事が営繕工事で従たる工事が土木工事の場合は、本要領による。 主たる工事が土木工事で従たる工事が営繕工事の場合は、「週休2日工事要領（土木工事）」による。（従たる営繕工事の補正係数については別紙-1の4週8休以上のみを適用する。） （発注方式） 第4条 発注者指定型とする。発注者が週休2日に取り組むことを指定し、関係者が協力しあって週休2日の達成に取り組むものとする。 （補正方法） 第5条 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。なお、補正係数については、「札幌市公共建築工事積算要領」に基づき共通費を積算する場合は別紙-1の補正係数を適用し、「札幌市公共建築工事積算要領」以外の積算基準にて共通費を積算する場合は別紙-2の補正係数を適用する。 （実施における留意事項） 第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。 2 工事の実施に当たっては、別紙-3のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-4のとおりとする。 なお、積算体系の違い等により記載内容が異なる場合は、特記仕様書にその内容を記載するものとする。 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を現場閉所（現場休息）日とすることも可とする。	(5) 4週8休以上 ① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。 ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数も含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （対象工事） 第3条 本要領は現場閉所（現場休息）が可能なすべての営繕工事に適用する。ただし、社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所（現場休息）を行うことが困難な工事（緊急対応工事や災害復旧工事等の工期があらかじめ決められている工事）は対象外とすることができる。 また、対象工事の工期は、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものとする。 土木電気通信編工事、土木機械編工事、プラント工事は本要領を適用する。 主たる工事が土木工事で従たる工事が営繕工事の場合は、「週休2日工事要領（土木工事）」による。 （発注方式） 第4条 受注者希望型とし、受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む。なお、月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。 （補正方法） 第5条 当初予定価格から通期の4週8休以上を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について設計変更を行う。なお、補正係数については、「札幌市公共建築工事積算要領」に基づき積算する場合は別紙-1の補正係数を適用し、「国土交通省土木工事積算基準」、「下水道用設計標準歩掛表」その他「札幌市公共建築工事積算要領」以外の積算基準に基づき積算する場合は「週休2日工事要領（土木工事）（別紙-1）」の補正係数を適用する。 （実施における留意事項） 第6条 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。 2 工事の実施に当たっては、別紙-2のとおりとし、入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載しなければならない。記載例は別紙-3のとおりとする。 3 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定	追加・削除 追加・変更 変更 追加・変更 変更・削除 追加

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前		備考
4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行うものとする。(休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること)。 ※休日の確認書類として工事月報、休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。 6 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。 7 監督員及び受注者は、各作業の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないよう、各工事間(分離で発注した工事を含む)のスケジュール等の調整に努める。 8 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合や、受注者の責によらず対象外とすべき期間が生じた場合(設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要と認められるとき等)は、その都度、監督員は受注者と協議する。 (その他) 第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。 附 則 1 この要領は、平成30年2月16日から施行する。 2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、平成31年3月27日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和元年7月16日以後にしゅん功する工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和2年5月27日以後にしゅん功する工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和2年7月1日以後にしゅん功する工事から適用する。 2 この要領による改正後の別紙-5〔営繕工事〕の規定は、令和2年7月1日以降に改定する営繕工事適用単価に適用し、同日前に改定した営繕工事適用単価については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和3年3月1日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和3年10月単価を使用する工事から適用する。 附 則 1 この要領は、週休2日試行工事要領の営繕工事について一部改正するものである。		
外の休工日や猛暑による作業不能日を現場閉所(現場休息)日とすることも可とする。 4 受注者は、地元対応やコンクリート打設後の養生期間、緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。 なお、現場閉所日に現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。 5 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行うものとする。(休日取得計画は別紙-5を参照し作成すること)。 ※休日の確認書類として工事月報、休日取得計画以外に、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。 6 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。 7 監督員及び受注者は、各作業の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないよう、各工事間(分離で発注した工事を含む)のスケジュール等の調整に努める。 8 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合や、受注者の責によらず対象外とすべき期間が生じた場合(設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要と認められるとき等)は、その都度、監督員は受注者と協議する。 (その他) 第7条 受注者は、週休2日工事の検証を行うためのアンケート調査に協力するものとする。 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。 3 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、工事管理室長が別に定める。 附 則 1 この要領は、平成30年2月16日から施行する。 2 この要領は、平成30年2月21日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、平成31年3月27日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和元年7月16日以後にしゅん功する工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和2年5月27日以後にしゅん功する工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和2年7月1日以後にしゅん功する工事から適用する。 2 この要領による改正後の別紙-5〔営繕工事〕の規定は、令和2年7月1日以降に改定する営繕工事適用単価に適用し、同日前に改定した営繕工事適用単価については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和3年3月1日以後に告示される工事から適用する。 附 則 1 この要領は、令和3年10月単価を使用する工事から適用する。 附 則		

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
従前の要領は廃止とする。 2 この要領は、令和6年4月単価を使用する工事から適用し、同日前に従前の要領を適用する工事については、なお従前の例による。	1 この要領は、週休2日試行工事要領の営繕工事について一部改正するものである。 従前の要領は廃止とする。 2 この要領は、令和6年4月単価を使用する工事から適用し、同日前に従前の要領を適用する工事については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、令和7年4月単価を使用する工事から適用する。	追加

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表				
改定前		改定後		備考
別紙-1 週休 2 日工事の経費の補正について <				

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表									
改定前					改定後				
【建築工事】					【建築工事】				
工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満			
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率		
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07		
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14		
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09		
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15		
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10		
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15		
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14		
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01		
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12		
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08		
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01		
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01		
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01		
※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場					※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単				

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表										
改定前						改定後				備考
単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。						価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。				変更
【電気設備工事】						【電気設備工事】				
工 種		摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満			
			新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率		
配管工事		電線管、2 種金属線 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18		
		ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15		
		位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18		
		プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13		
		プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
		防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14		
		防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05		
		（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15		
		配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17	
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属 製）	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01			
【機械設備工事】						【機械設備工事】				変更
工 種		摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満			
			新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率		
保温工事		配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15		
ダクト設備		低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧ファンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15		
ダクト付属品		既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21		
衛生器具設備（ユニ ットを除く）		取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21		
2 補正方法						2 補正方法				
発注者指定型						当初予定価格から通期の4週8休以上を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息） の達成状況の結果、月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、その 達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。				
(1) 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状 況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分につい て減額の設計変更を行う。						当初予定価格から通期の4週8休以上を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息） の達成状況の結果、月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、その 達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について設計変更を行う。				
										追加・変更

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表																									
改定前	改定後	備考																							
別紙-2 〔土木電気通信編工事、土木機械編工事、従たる土木工事等〕 1 補正係数等 週休2日を実施する工事については、対象期間における現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を各経費に乗じるものとする。 現場閉所（現場休息）の状況ごとの各経費補正率は以下のとおり <現場の閉所状況> ① 4週8休以上 現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日／ 28 日）以上の場合 ② 4週7休以上4週8休未満 現場閉所（現場休息）率が 25.0%（7 日／ 28 日）以上 28.5%（8 日／ 28 日）未満の場合 ③ 4週6休以上4週7休未満 現場閉所（現場休息）率が 21.4%（6 日／ 28 日）以上 25.0%（7 日／ 28 日）未満の場合 <補正係数> <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="3">現場閉所（現場休息）の状況</th></tr><tr><th>4週6休以上 4週7休未満</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1. 0 1</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 5</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1. 0 1</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td></tr><tr><td>共通仮設費率</td><td>1. 0 2</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td></tr><tr><td>現場管理費率</td><td>1. 0 3</td><td>1. 0 4</td><td>1. 0 6</td></tr></table> <市場単価 補正係数> 下記市場単価補正係数一覧による。 2 補正方法 発注者指定型 (1) 当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。		現場閉所（現場休息）の状況			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5	機械経費（賃料）	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4	共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4	現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6	削除	削除
		現場閉所（現場休息）の状況																							
	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																						
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5																						
機械経費（賃料）	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4																						
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4																						
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6																						

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表																																																																																																																																																								
改定前			改定後		備考																																																																																																																																																			
<市場単価補正係数一覧> 週休2日工事における市場単価の補正係数は下表のとおりとする。 (国土交通省土木工事積算基準による) <table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">補正係数</th></tr><tr><th>4週6休以上 4週7休未満</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>ガス圧接工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.04</td></tr><tr><td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工 (ガードレール)</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工 (ガードパイプ)</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工 (横断・転落防止柵)</td><td>設置</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>防護柵設置工 (落石防護柵)</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>防護柵設置工 (落石防止網)</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr><tr><td rowspan="2">道路付属物設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>吹付砕工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td>鉄筋挿入工 (ロックボルト工)</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr><tr><td rowspan="2">道路植栽工</td><td>植樹</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>剪定</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>公園植栽工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr><tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.04</td></tr><tr><td>橋面防水工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>薄層カラー舗装工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.01</td></tr><tr><td>グルーピング工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr><tr><td>軟弱地盤処理工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr><tr><td>コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr></table>					名称	区分	補正係数			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	鉄筋工		1.01	1.03	1.05	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	撤去・移設	1.01	1.03	1.04	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02	撤去	1.01	1.03	1.05	法面工		1.00	1.01	1.02	吹付砕工		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05	剪定	1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋面防水工		1.00	1.01	1.02	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01		
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																						
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																																																																																																																																				
鉄筋工		1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04																																																																																																																																																				
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																				
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																				
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04																																																																																																																																																				
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																				
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																				
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04																																																																																																																																																				
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
法面工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
吹付砕工		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																				
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																				
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
	剪定	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
公園植栽工		1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																				
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04																																																																																																																																																				
橋面防水工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01																																																																																																																																																				
グルーピング工		1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																				
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																				
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																				

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表					
改定前			改定後		備考
(下水道用設計標準歩掛表による)					
名称	規格・仕様	補正係数			
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上	
硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02	1. 03	
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1. 01	1. 02	1. 03	
砂基礎工	人力施工	1. 01	1. 03	1. 05	
	機械施工	1. 01	1. 03	1. 05	
碎石基礎工	人力施工	1. 01	1. 03	1. 05	
	機械施工	1. 01	1. 03	1. 05	
組立マンホール設置工		1. 01	1. 03	1. 05	
小型マンホール工		1. 00	1. 00	1. 01	
取付管およびます設置工	ます設置工	1. 00	1. 01	1. 01	
	取付管布設及び支管取付工	1. 00	1. 01	1. 02	

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前		備考
工事実施フロー 工事発注時 入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙-4 参照) 工事契約後 受注者は契約後、週休2日による施工を行う。 施工計画書提出時 受注者は週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。 工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-5 参照) 工事施工中 ・工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行う。 ・週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 ・工事監督員は、<u>対象期間における現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。</u> 工事完了後 ・受注者はアンケート調査に協力する。	別紙-3 工事実施フロー 工事発注時 入札告示文及び特記仕様書に当該工事が週休2日工事である旨を記載する。 (別紙-3 参照) 工事契約後 受注者は工事着手前に、月単位の週休2日による施工の取組意思等を記載した施工協議簿を工事監督員へ提出する。 (別紙-4 参照) 施工計画書提出時 受注者は月単位または通期の週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付して、工事監督員へ提出する。 工事監督員は休日取得計画の妥当性を確認する。 (別紙-5 参照) 工事施工中 工事監督員は休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの工事月報、休日取得計画等の提示により確認を行う。 週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。 工事監督員は、現場閉所（現場休息）の状況を確認後、月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について設計変更を行う。 工事完了後 受注者はアンケート調査に協力する。	別紙-2 変更 変更 変更 追加 変更・削除 削除

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表		
改定前	改定後	備考
別紙-4 1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日工事（営繕工事）」の対象工事であり、<u>当初予定価格は4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</u> 2. 受注者は、<u>週休2日による施工を行う。</u> 3. 週休2日とは、対象期間において、<u>土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。</u> 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 6. <u>週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」）が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> 7. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 8. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1）受注者は、週休2日の休日取得計画（<u>法定休日・所定休日</u>）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2）受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 9. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて、補正分について<u>減額</u>の設計変更を行う。<u>工事別に以下の経費の補正を行うものとする。</u> 【営繕工事の場合】 現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を、労務費（予定価格のもととなる	別紙-3 1 告示別表の記載例 告示別表に以下事項を記載すること。 「16 注意事項」に以下を追記する。 本工事は、「週休2日工事」の対象工事である。詳細は特記仕様書を参照すること。 2 特記仕様書の記載例 特記仕様書に以下事項を記載すること。 ○ 週休2日工事の実施について 1. 本工事は、「週休2日工事（営繕工事）」の対象工事であり、<u>当初予定価格は通期の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。</u> 2. 受注者が<u>月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで、施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日を希望しない場合は、通期の週休2日による施工を行うこととする。</u> 3. <u>月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。</u> 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始<u>休暇</u>6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。 5. 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。 6. <u>月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」）が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5％に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。</u> <u>通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5％（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。</u> 7. 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 8. 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。 1）受注者は、週休2日の休日取得計画を施工計画書に添付し発注者へ提出する。 2）受注者は、実施結果を工事月報、休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。 9. 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 10. 現場閉所（現場休息）の状況を確認後、<u>月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて、補正分について設計変更を行う。</u>	変更 追加 変更 追加・変更 追加・変更 変更 追加・変更・削除

週休2日工事要領(営繕工事) 対比表					
改定前			改定後		
	工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に乗じる設計変更を行う。 1） 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上の場合）労務費 1.05 2） 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率 25%（7 日／28 日）以上 28.5%未満）労務費 1.03 3） 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%（6 日／28 日）以上 25%未満）労務費 1.01 補正方法については、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。 【従たる土木工事等の場合】 現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる設計変更を行う。また、市場単価についても、現場閉所（現場休息）に応じた補正係数を乗じるが、その他労務費分や機械経費（賃料）分が明らかになっていない単価等については、補正の対象としない。 1） 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率 28.5%（8 日/28 日）以上の場合） 労務費 1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費率 1.04、現場管理費率 1.06 2） 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率 25%（7 日／28 日）以上 28.5%未満） 労務費 1.03、機械経費（賃料）1.03、共通仮設費率 1.03、現場管理費率 1.04 3） 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率 21.4%（6 日／28 日）以上 25%未満 労務費 1.01、機械経費（賃料）1.01、共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03 補正方法については、当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所（現場休息）の達成状況の結果、4週8休に満たない場合はその達成状況に応じて請負代金額のうち補正分について減額の設計変更を行う。 11. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 なお、アンケートは工事管理室ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html) に掲載している。 12. その他の事項については、週休2日工事要領（営繕工事）によるものとする。				
				11. 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。 なお、アンケートは工事管理室ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html) に掲載している。 12. その他の事項については、週休2日工事要領（営繕工事）によるものとする。	

